

まちづくり基本条例構成要素（案）

条例素案

条例制定方針構成要素	条例構成要素案	条例に盛り込む内容 条例原案	市民憲章	協働に関する基本指針	市民活動促進指針	地域コミュニティ基本指針	議会基本条例
<p>○前文 (条例制定の由来、背景、決意など)</p> <p>○協働のまちづくりの理念、目的</p> <p>○用語の定義</p> <p>○市民、市、事業者及び市民公益活動団体の役割</p> <p>○協働のまちづくりを推進するための制度、仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の共有 情報提供による市民との意見交換の場の創出 <p>・計画立案（実施事業の選択・決定など）における市民参加と市民意見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 付属機関の委員の公募 行政サービスへの事業者及び市民公益活動団体の参入機会の創出 市民啓発及び職員研修の取り組み <p>○協働のまちづくりを推進するための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区まちづくり協議会の活性化（校区まちづくり協議会への加入・設立促進） 市民公益活動団体（NPO、ボランティア団体等）の活動促進 	<p>○前文</p>	<p>私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。 私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはたく大牟田の町をきすくため、この憲章を定めます。</p> <p>1.活気ある豊かな町にしましょう。 1.自然と調和したきれいな町にしましょう。 1.教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。 1.親切な、心あたかい町にしましょう。 1.きまりを守り明るい町にしましょう。</p>	<p>私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。 私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはたく大牟田の町をきすくため、この憲章を定めます。</p> <p>1.活気ある豊かな町にしましょう。 1.自然と調和したきれいな町にしましょう。 1.教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。 1.親切な、心あたかい町にしましょう。 1.きまりを守り明るい町にしましょう。</p>				
	<p>○第1章 総則</p> <p>目的 定義 基本理念</p>			<p>【目的】 第1条 この基本方針は、市が市民と協働するにあたり必要な事項について定めることにより、本市において市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>【定義】 ○協働：まちづくりの主体である「市民と行政」とが、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合うことをいう</p> <p>○まちづくり：市民生活や文化、環境面への配慮、また、各種制度の整備などのソフト面も含めた、将来にわたって安心して住み続けることができるより良い地域社会の実現に向けた取り組みのことをいう</p> <p>○市民：大牟田市に住所を有する個人又は通勤若しくは通学する個人並びに市内に所在する法人若しくは団体をいう</p> <p>○地域：大牟田市の行政区域をいう</p> <p>○市民活動：市民がまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動をいう</p>		<p>【定義】 ○地域コミュニティ：地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会</p> <p>○地域自治組織：住民や地域で活動する各種団体がお互いに地域のさまざまな課題を共有し、主体的に行動できるよう組織化されたもの</p> <p>○校区まちづくり協議会：小学校区単位での地域自治組</p>	
	<p>○第2章 市民の権利及び役割</p> <p>市民の権利 市民の役割</p> <p>○第3章 市議会の役割（責務）</p> <p>市議会の役割（責務）</p>						<p>(議会の活動原則) 第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 行政の事務について、監視、評価を行うとともに、市民の意見の反映に努めること。 (3) 本会議、委員会及び大牟田市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）で定める協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）においては、市民に分りやすい運営に努めること。</p>

条例制定方針構成要素	条例構成要素案	条例に盛り込む内容 条例原案	市民憲章	協働に関する基本指針	市民活動促進指針	地域コミュニティ基本指針	議会基本条例
	<p>○第4章 市の役割（責務） 市の役割（責務）</p>			<p>【市の役割】 第4条 市は、企画立案段階、行政サービス提供段階及び事業評価段階等まちづくりにおける様々な段階において、市民との協働を行う。</p> <p>2 市は、様々な形態による市民との協働を行うことにより、まちづくりへの市民参加の機会の確保に努める。</p> <p>3 市は、その行う施策の目的、過程及び結果等について市民に説明する責任を果たす。</p> <p>【職員研修等の実施】 第9条 市は、市民と行政との協働に関する啓発、研修等を行うことにより、市民と行政との協働の重要性についての職員の認識を深めるよう努める。</p>			
	<p>○第5章 協働の推進 情報の提供及び共有 政策形成過程への参画 市民参加の方法 附属機関等の委員 人材育成 協働の環境づくり</p>		【	<p>【情報の共有】 第5条 市は、市民のまちづくりへの参加が推進されるよう、市が保有する情報を市民へ提供し、情報が市民と共有されるよう努める。</p> <p>2 市は、市民との情報の共有にあたっては個人情報保護に努めなければならない。</p> <p>3 市は、継続的に市民から提出される意見・提案等の把握に努める。</p> <p>【計画立案における市民意見の反映】 第6条 市は、市政運営にあたって必要な計画の立案に際しては、広く市民に意見を求める手続を経なければならない。</p> <p>第6条 2 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された付属機関及び審議会等の規定により市の事務について審議、審査、調査等を行うため市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議会、審査会等をいう。）に付議することにより市民の意見を反映する場合にあつては、その審議会等の会議の公開に努めるとともに、構成については、公募により委員を選任するなど、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。</p>			
	<p>○第6章 市民活動の推進 市民活動における市民と市の役割 市民活動の促進のための方法</p>				<p>1 市民活動が活発に行われるための環境整備 （1）市民活動についての市民理解を促すための情報発信の取組み （2）市民活動を支える資源の確保の取組み （3）市民活動団体間のネットワークづくりの取組み</p> <p>2 市民活動促進のために行政において取り組むこと （1）事務事業を見直し、行政サービスの提供に市民活動団体が参入できるようにする取組み （2）制度を見直し、市民活動団体が、公平に競争できる環境を整える取組み （3）市民活動について、職員の理解を深める取組み （4）市民活動の促進について総合的に取り組む窓口の整備</p>		

条例制定方針構成要素	条例構成要素案	条例に盛り込む内容 条例原案	市民憲章	協働に関する基本指針	市民活動促進指針	地域コミュニティ 基本指針	議会基本条例
	<p>○第7章 地域コミュニティの活性化 校区まちづくり協議会の役割 市民活動団体の役割 事業者の役割 校区まちづくり協議会の活動の推進 校区まちづくり協議会の活動への支援</p> <p>○第8章 条例の位置づけ及び見直し 条例の位置づけ 条例の見直し</p> <p>○第9章 雑則 委任</p>					<p>○校区まちづくり協議会及び住民の役割 (1) 校区まちづくり協議会の役割 ①住民自治機能 ②安心安全な地域社会の形成 ③生活環境の維持・改善 ④地域資源の保護・伝承 ⑤交流・親睦、支え合い ⑥青少年の育成・啓発</p> <p>(2) 地域に暮らす住民の役割 ①地域の一員としての意識 ②地域の活動への参加</p> <p>○校区まちづくり協議会に対する市の役割 (1) 校区まちづくり協議会の形成支援 (2) 校区まちづくり協議会の活動資金確保への仕組みづくり (3) 校区まちづくり協議会の活動拠点確保への支援 (4) 人材育成支援（意識啓発、市民意識の醸成） (5) 地域総合窓口の整備と地域担当職員による支援</p>	<p>○校区まちづくり協議会及び住民の役割 (1) 校区まちづくり協議会の役割 ①住民自治機能 ②安心安全な地域社会の形成 ③生活環境の維持・改善 ④地域資源の保護・伝承 ⑤交流・親睦、支え合い ⑥青少年の育成・啓発</p> <p>(2) 地域に暮らす住民の役割 ①地域の一員としての意識 ②地域の活動への参加</p> <p>○校区まちづくり協議会に対する市の役割 (1) 校区まちづくり協議会の形成支援 (2) 校区まちづくり協議会の活動資金確保への仕組みづくり (3) 校区まちづくり協議会の活動拠点確保への支援 (4) 人材育成支援（意識啓発、市民意識の醸成） (5) 地域総合窓口の整備と地域担当職員による支援</p>

【協働の原則】
第2条 市は、市民と相互に役割を分担する協働のまちづくりを推進する。
【対等の原則】
第3条 市は、まちづくりの主役である市民との対等なパートナーシップの構築に努める。
第4条 市は、市民がまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の促進に努める。但し、市は、市民活動の健全な発展に留意しなければならない。
【事業評価における市民意見の反映】
第8条 市は、その行う事業について評価を行い、評価に基づき事業の改善を行う。
第9条 市は、前項に掲げる評価を実施するにあたっては、広く市民にその結果について公表するとともに、市民の意見を求め、事業の改善に反映するよう努める。
【制度の改善】
第10条 市は、この基本方針の推進に必要な制度の整備及び見直しを行う。
【市民への啓発】
第11条 市は、市民に対し市民と行政との協働によるまちづくりについての啓発を行う。